

えいのうキング

《発行》山形市農業振興協議会

<問い合わせ先>

農政課 就農・経営支援係

TEL 641-1212 内線 430

農産物フリーマーケット参加者募集！ 令和8年度 やまがた美味しいカーニバル

- ① 目的 山形市の安全安心で新鮮な農畜産物の即売、関連イベントなど、消費者とのふれあい・交流を通して、本市農業のアピールと農畜産物のおいしさをPRし、本市農業の消費拡大と地産地消の推進を図る。
- ② 日時 令和8年11月3日（火） 10:00～
- ③ 場所 山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング 国際交流広場内
（「山形市認定農業者連絡協議会」でブースを確保しています）
- ④ 内容 自分で生産、加工した農畜産物の販売
- ⑤ 申込 令和8年8月28日（金）まで
電話でお願いします。
- ⑥ 留意点
 - ・電気をご使用の際は、発電機等で各自対応いただくことになります。
 - ・コンロ、鉄板等を持ち込む際は、その旨ご連絡ください。
 - ・出店料は無料です。テント、長机、椅子はこちらをご用意しております。

【申込・問い合わせ】

山形市認定農業者連絡協議会事務局

（山形市農政課 就農・経営支援係）

TEL：641-1212（内線 430）

樹園地継承円滑化システム

後継者がいない農業者の所有する樹園地においては、やむを得ず優良な樹体でも伐採せざるを得ないケースが増加しています。

山形市では、規模拡大を志向する農業者や新規就農者などに、円滑に樹園地を継承できるよう、「樹園地継承データベース」を山形市ホームページで公開しました。後継者がいない樹園地等の情報を集約し、一括して情報公開を行うことで、樹園地の出し手と受け手のマッチングを促進します。

「樹園地継承データベース」に掲載されている園地を引き受けたい方や、所有している園地を新たな農業者に継承（売買・賃借）することを検討されている方は、山形市 農政課窓口までお気軽にご相談ください。

樹園地継承円滑化システム（山形市のホームページ）は右の二次元コードを読み込むことで確認いただけます。



農地中間管理機構特例事業(農地売買)のご案内

～認定農業者が農地の集約化を目指して農地を購入する場合に、税の軽減を受けることができる事業です～

「農地中間管理機構特例事業」は、規模縮小や離農しようとする農家から農地中間管理機構が農地を買い入れて、経営規模の拡大や安定的な農業経営を目指す農業者へ売り渡しを行う事業です。この事業を利用して農地を売買した場合、税制上の特例措置を受けることができます。

★事業を利用できる農用地等★

農振農用地区域内の農用地等(売渡先(購入予定者)がいる場合に限る)

★事業を利用して農用地等を購入できる農業者の要件★

以下の①～④のいずれかに該当し、売渡し要件を満たす農業者

① 認定農業者

【売渡し要件】

② 特定農業法人

(1) 地域計画の「地域の農業を担う者」に位置付けられていること。

③ 基本構想水準到達者

(2) 売買する農用地等と現在の経営農地を合わせて、1ha 以上の団地を形成すること。

④ 認定新規就農者

(3) 売買する農用地等を含めて、経営面積が 89a を超えること。

★所有者のメリット★

① 所有権移転登記手続きを、農地中間管理機構が行ないます。

② 譲渡所得が 800 万円まで特別控除され、所得税が軽減されます。

★購入者のメリット★

① 所有権移転登記手続きを、農地中間管理機構が行ないます。

② 登録免許税の税率が 1%に軽減されます。(通常は 2%)

③ 不動産取得税の課税標準額の3分の1が控除されます。

★利用相談窓口・申込方法★

【窓口】山形市農業委員会事務局（電話:023-641-1212 内線 776）

電話等で事前にご予約の上、所有者と購入者が一緒に、窓口へ利用相談にお越しください。農地中間管理機構と調整後、必要書類を提出していただきます。

★利用申込相談受付 期限★

	利用申込相談受付 期限	所有権移転登記完了見込
①	令和8年10月2日(金) まで	令和9年3月下旬 以降
②	令和8年12月4日(金) まで	令和9年5月下旬 以降
③	令和9年 3月5日(金) まで	令和9年8月下旬 以降

★利用にあたっての留意事項★

- 詳細な利用要件や税制上の特例措置については、市 HP を必ずご確認ください。
- 利用の際は、所有者に売却価格の 2.0%の手数料が発生します。
- 無償譲渡や、売買予定価格が周辺地域での売買実例価格等と比較して極端に高額・低額である場合等は事業を利用できません。
- 農地中間管理機構との調整に時間を要しますので、期限に係わらずお早めにご相談ください。



市 HP はこちら

遊休農地再生支援事業をご活用ください

遊休農地の再生利用・支援策をお知らせいたします。

遊休農地を解消し営農を行う場合の支援策として、山形市遊休農地再生支援事業がございます。

取り組みを希望される場合は、下記によりご相談ください。

◎遊休農地再生支援事業について

○対象者及び対象農地は次のとおりです。

①対象者

- ・山形市在住の方
- ・利用権を設定している耕作者
- ・利用権設定見込みのある農地所有者
- ・荒廃農地を相続した親族（耕作再開又は利用権の設定見込みのある場合）

②対象農地

- ・山形市内
- ・自己所有地以外（相続した親族で、耕作を再開する場合を含みます。）
- ・荒廃の程度が一定以上（解消事業費により判断されます。）
- ・農業委員会の調査により、遊休農地と判断された農地

※詳しくは下記“本事業活用のポイント”をご覧ください。

○再生利用活動（遊休農地を再生し、利用する取り組み）

再生作業（障害物除去、土づくり、営農定着等。ただし、地目登記が「田」の場合は、転作作物を作付けするものに限る。）

- ・荒廃の程度、再生に要した経費に応じ、10a当り、**3万円（利用権設定見込み又は相続）又は5万円（利用権設定した者）**を上限として補助します。

○本事業活用のポイント

- ・中山間地域等直接支払事業費補助金及び多面的機能支払交付金の対象農地となっている場合は対象となりません。
- ・その他の要件など詳細については、お問い合わせください。

◎相談について

令和8年度の事業として相談を受け付けいたします。

- ・相談期間 令和8年10月1日（水）まで
- ・必要書類 地名地番、所在、面積等のわかるもの、見積書（参考）をご準備ください。



※実施にあたっては、今年度中に事業完了できるものに限ります。

お問い合わせ

山形市役所 農政課 農政企画係

641-1212（内429.437）

7月から9月は

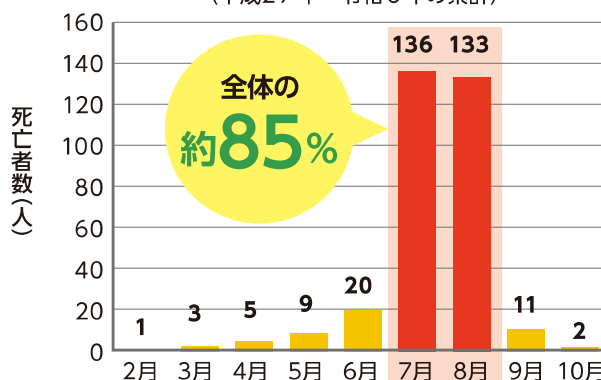
夏の熱中症等声かけ期間です!

農作業中の熱中症等による死亡者が急増しています!

このうち、約85%が7~8月に発生しており、非常に熱中症リスクが高くなっています。

熱中症事故は、周りの人がお互いに気を配り、声をかけ合うことで、防げる可能性があります!

農作業中の熱中症による月別の死亡事故件数
(平成27年~令和6年の累計)



出典: 農作業死亡事故調査 (農林水産省)

声かけ活動のポイント

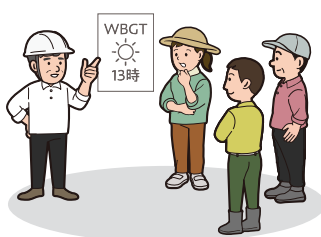
家族で



作業前後だけでなく、作業中もこまめなコミュニケーションを

- ☐ 「水分、持った?」
- ☐ 「体調が悪くなったら、すぐに連絡して」

職場で



その日の体調や暑さに応じて柔軟な声かけを

- ☐ 「顔色わるいよ、休憩しよう」
- ☐ 「WBGT 値が高いから、昼は作業を中断しよう」

地域全体で



顔を合わせたら、まず一声声かけを

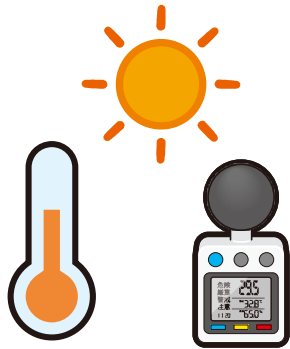
- ☐ 「今日は熱中症警戒アラートが出てるよ」
- ☐ 「夏は疲れやすいから、高い所も気をつけて」

キャッチ
フレーズ
は

「いのちをうばう、 夏のひとり作業」



熱中症対策の3つのポイント



温度やWBGT値を見て作業を考えよう

- 暑さに応じて、作業内容を調整
- 重い作業は、朝夕の時間帯にずらす、または休憩や給水の回数を増やす



こまめに休憩を取ろう

- 20分おきを目安に休憩
- 休憩時には水分・塩分補給を（コーヒー・緑茶はさけ、水・スポーツ飲料など）
- 日陰や冷房のある場所で体を冷やす



もしもの時の応急処置

- 異常を感じたらすぐ作業を中断し、涼しい場所で衣服を緩めて身体を冷やす
- 意識がもうろうとしている・返答がおかしい場合は、直ちに119（または#7119）を



農業は1人作業が多く、
熱中症になった際に自分では症状を自覚しにくいことから、
熱中症が重篤化しやすい傾向にあります。
また、高温の日は疲れ等により、
高所から転落する等の事故が起きやすいので注意が必要です。

どうしても、一人作業を避けられない場合は…



携帯で家族等と30分おきに
連絡を取り合う



危険な状態をアラートで伝える
ウェアラブル端末を着用する

暑さ対策には
スマート農業技術や
農業支援サービス事業者の
活用も有効です！



一人ひとりの「大丈夫？」が、命を守ります。
この夏は熱中症による死亡者0を目指しましょう！



農林水産省補助事業（農作業安全総合対策推進）にて作成

制作事務：一般社団法人日本農業機械化協会

その他熱中症
対策は農水省HP